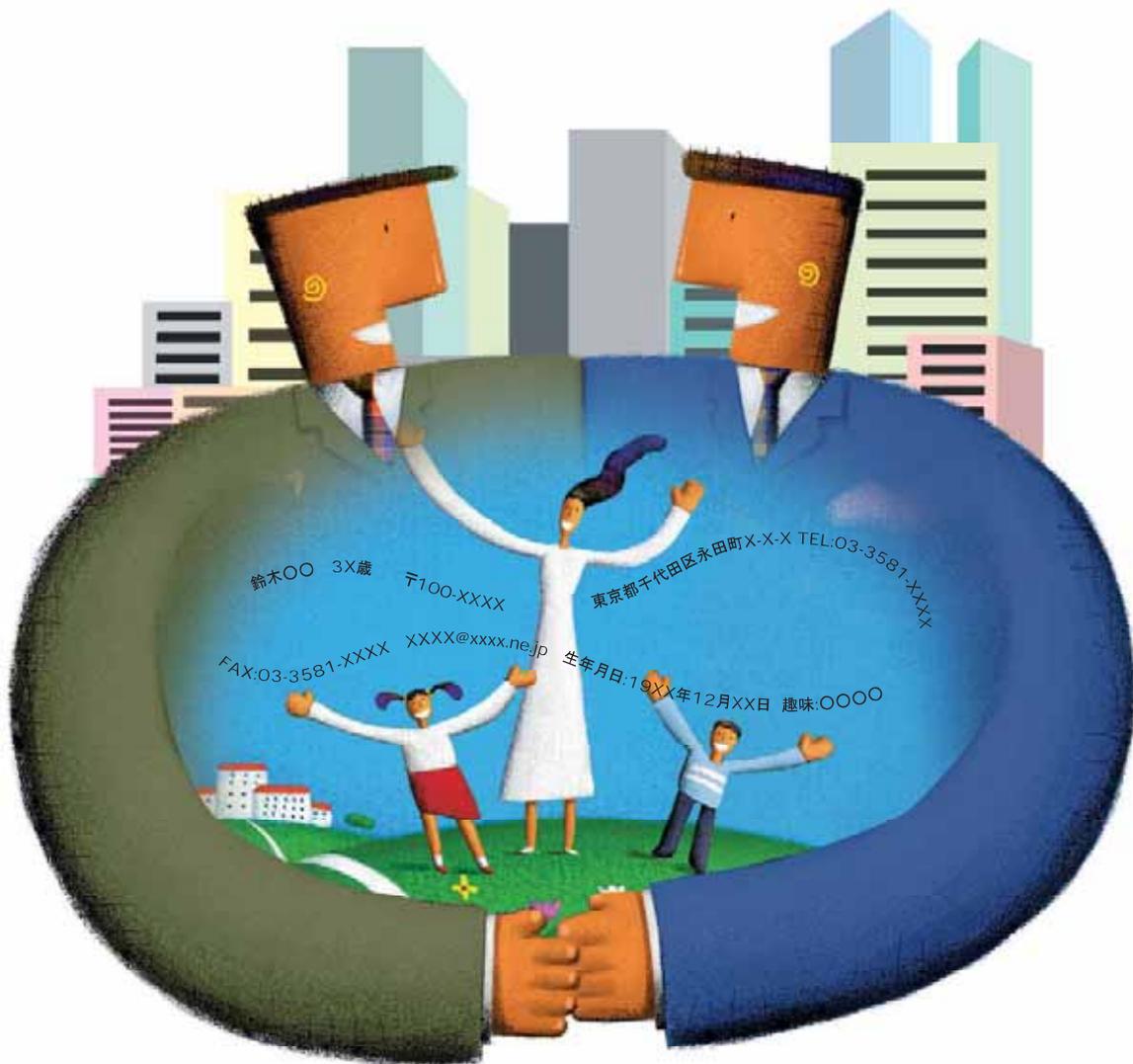


事業者のみなさまへ

平成17年4月1日から
個人情報保護法が
全面施行されます。



個人情報の保護に関する法律

内閣府国民生活局

『個人情報保護に関する法律』が 平成17年4月から全面施行されます



個人情報保護の必要性

近年、IT化の進展に伴い、官民を通じてコンピュータやネットワークを利用して大量の個人情報が処理されています。こうした個人情報の取扱いは、今後ますます拡大していくと予想されますが、個人情報は、その性質上いったん誤った取扱いをされると個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。

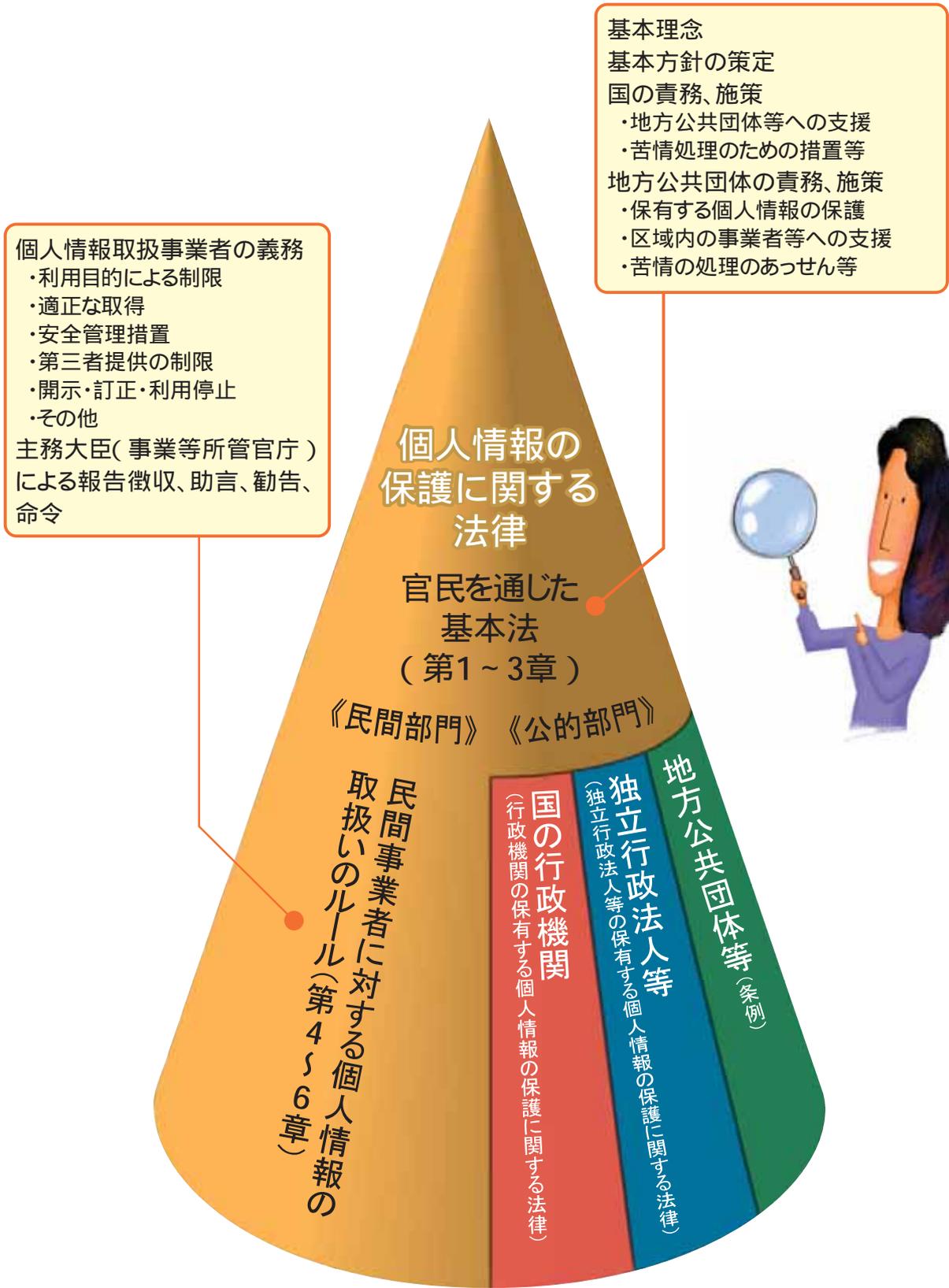
実際、企業からの顧客情報の流出や個人情報の売買事件が多発しており、国民のプライバシーに関する不安も高まっています。

こうした状況を踏まえ、誰もが安心してIT社会の便益を享受するための制度的基盤として、平成15年5月に「個人情報保護に関する法律」が成立し、公布されました。この法律における民間の事業者(個人情報取扱事業者)の義務は、平成17年4月1日から施行されます。

個人情報保護法とは

- 【1】この法律は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。
- 【2】この法律は、官民を通じた基本法の部分と、民間の事業者に対する個人情報の取扱いのルールの部分から構成されています。
- 【3】この法律は、民間の事業者の個人情報の取扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めています。
この法律の仕組みは、事業者が、各省庁等が策定するガイドラインに即して、事業等の分野の実情に応じ、自律的に取り組むことを重視しています。

個人情報保護法制の体系イメージ



個人情報の概要

個人情報取扱事業者の

利用目的の特定、利用目的による制限

個人情報 を取り扱うに当たって、利用目的をできる限り特定しなければなりません。

特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません。

個人情報については、Q&A1を参照。

適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等

偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはなりません。

個人情報を取得したときは、本人に速やかに利用目的を通知又は公表しなければなりません。また、本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません。

正確性の確保

利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません。

個人データとは、個人情報データベース等(Q&A2参照)を構成する個人情報のことです。

安全管理措置

個人データの漏えいや滅失を防ぐために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。

安全に個人データを管理するために、従業員に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

個人データの取扱いについて委託する場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



第三者提供の制限

あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個人データを提供してはなりません。

本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、一定の事項をあらかじめ通知等しているときは、本人の同意を得ずに第三者提供することが可能です(オプトアウトの仕組み)。委託の場合、合併等の場合、一定事項の通知等を行い特定の者と共同利用する場合は第三者提供とはみなされません。

開示、訂正、利用停止等

保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続、苦情の申出先等について本人の知り得る状態に置かなければなりません。

本人からの求めに応じて、保有個人データを開示しなければなりません。

保有個人データの内容に誤りのあるときは、本人からの求めに応じて、訂正等を行わなければなりません。

保有個人データを法の義務に違反して取り扱っているときは、本人からの求めに応じて、利用の停止等を行わなければなりません。

保有個人データとは、個人データのうち開示等の権限を有し、6ヶ月以上にわたって保有する個人データのことです。

苦情の処理

本人から苦情などの申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。

本人からの苦情を、適切かつ迅速に処理するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等必要な体制を整備しなければなりません。

OECD8原則

個人情報保護に関する取組の基本となるものとして、1980年のOECD(経済協力開発機構)プライバシーガイドラインにおいて、以下の8原則が示されています。個人情報保護法における個人情報取扱事業者の義務規定は、我が国の実情に照らしてこの8原則を具体化したものとなっています。

- 収集制限の原則、
- データ内容の原則、
- 目的明確化の原則
- 利用制限の原則
- 安全保護の原則
- 公開の原則
- 個人参加の原則
- 責任の原則

義務の適用除外

憲法上保障された自由(表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由)に関わる以下の主体が以下の活動のために個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱事業者の義務は適用されません。

- 報道機関 報道活動
- 著述を業として行う者 著述活動
- 学術研究機関・団体 学術活動
- 宗教団体 宗教活動
- 政治団体 政治活動

報道機関には、放送機関、新聞社、通信社のほか、報道を業として行う出版社も含まれ、報道活動のため個人情報を取り扱う場合は適用除外の対象となります。また、著述を業として行う出版社が著述活動のため個人情報を取り扱う場合も、適用除外の対象となります。

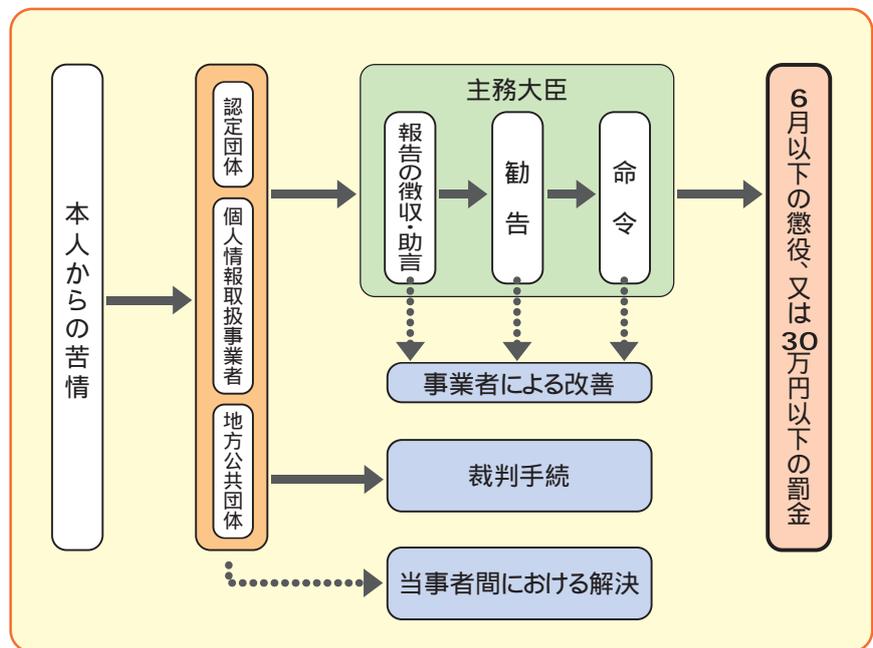
保護団体とは。

認定個人情報

認定個人情報保護団体制度の目的は、事業者による苦情処理の取組を補完し、苦情の自主的な解決を図るため、主務大臣が民間の団体(事業者団体等)を認定することにより、その業務について消費者からの信頼を確保することにあります。

認定団体は、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理、ガイドライン等の作成・公表、対象事業者への情報提供などの業務を行うこととなります。

認定を受けるためには、主務大臣に申請を行い、一定の基準を満たせば認定を受けることができます。



本人からの苦情は、事業者自身による苦情処理や、地方公共団体による苦情のあっせん等により解決が図られることとなります。それでも解決が図られないような場合は、本人は裁判手続により解決を図ることもできます。

また、個人情報取扱事業者が義務規定に違反し、不適切な個人情報の取扱いを行っている場合には、事業を所管する主務大臣が、必要に応じて、事業者に対し勧告、命令等の措置をとることができますし、事業者が命令に従わなかった場合には罰則の対象となります。

違反する。...

この法律に

よくあるご質問

Q.1 「個人情報」とは何ですか？

A. 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、これに含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。氏名、性別、生年月日等がその典型例ですが、個人の身体、財産、社会的地位、身分等の属性に関する情報であっても、氏名等と一体となって特定の個人を識別できるのであれば「個人情報」に当たります。また、それだけでは特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより識別が可能となる場合も個人情報に当たります。

Q.2 本法の義務規定の対象となる事業者を教えてください。

A. この法律では、5千件を超える個人情報をコンピュータなどを用いて検索することができるよう体系的に構成した「個人情報データベース等」を事業活動に利用している事業者が義務規定の対象となります。「個人情報データベース等」には、コンピュータ処理情報のほか、紙の情報(マニュアル処理情報)であっても、個人情報を五十音順、生年月日順、勤務部署順など一定の方式によって整理し、目次、索引等を付して容易に検索できる状態に置いてあるものも含まれます。事業に利用している5千件の数には、たとえば、事業を実施する上で必要となる顧客の情報、従業員の情報等が含まれます。

Q.3 電話帳や市販のカーナビを使っているだけでも義務規定の対象事業者となりますか？

A. 電話帳、CD-ROM電話帳、市販のカーナビのように、個人情報としては氏名、住所、電話番号のみしか含まない個人情報データベース等を、他の個人属性に関する情報を付加するなど

の編集・加工をしないで利用する場合には、その利用方法からみて個人の権利利益を侵害するおそれが少ないことから、個人情報取扱事業者の要件である個人情報の量(5千件)の算定から除外されるとともに、個人情報取扱事業者の義務規定は適用されません。

Q.4 平成17年4月1日の法の全面施行に向け事業者はどのように取り組んでいけばよいのでしょうか？

A. 政府は、事業者等の取組を促進するために、平成16年4月2日に「個人情報の保護に関する基本方針」を閣議決定しました。その中では、事業者の取組に当たって重要な事項として、

プライバシーポリシーの策定・公表等、事業者が行う措置を対外的に明確化する。また、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合には、二次被害の防止等の観点から、可能な限り事実関係を公表する。

個人情報保護管理者を設置する等、個人情報の安全管理について事業者内部の責任体制を確保するための仕組みを整備する。また、個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、委託元と委託先のそれぞれの責任等を明確に定めるなど実効的な監督体制を確保する。教育研修の実施等を通じて、実際に事業者の内部において個人情報を取り扱うことになる従業員の個人情報保護意識を徹底する。

の3点が示されています。

また、各事業分野でどのような取組を行うべきかについては、各省庁等が策定する事業等分野ごとのガイドラインに基づき進めていただくこととなります。

なお、基本方針においては、各省庁が、事業者等に対し情報の提供、助言等の支援を行うほか、地方公共団体が、その区域内の事業者に対し必要な支援を行うこととされています。

個人情報保護に関する法律の概要

第1章 総則

1 目的(1条)

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大

→ 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護

2 定義(2条)

「個人情報」...生存する個人に関する情報(識別可能情報)

「個人情報データベース等」...個人情報を含む情報の集合物(検索が可能なもの。一定のマニュアル処理情報を含む)

「個人情報取扱事業者」...個人情報データベース等を事業の用に供している者(国、地方公共団体等のほか、取り扱う個人情報が少ない等の一定の者を除く)

「個人データ」...個人情報データベース等を構成する個人情報

「保有個人データ」...個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データ

3 基本理念(3条)

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図られなければならない

第2章 国及び地方公共団体の責務等

第3章 個人情報保護に関する施策等

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

第1節 個人情報取扱事業者の義務

必要に応じて一定の適用除外を規定

(1) 利用目的の特定、利用目的による制限(15条、16条)

個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定

特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの原則禁止

(2) 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等

(17条、18条)

偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止

個人情報を取得した際の利用目的の通知又は公表

本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示

(3) データ内容の正確性の確保(19条)

利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保

(4) 安全管理措置、従業者・委託先の監督(20条～22条)

個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、従

業者・委託先に対する必要かつ適切な監督

(5) 第三者提供の制限(23条)

本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止

本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を通知等しているときは、第三者提供が可能

委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合(共同利用する旨その他一定の事項を通知等している場合)は第三者提供とみなさない

(6) 公表等、開示、訂正等、利用停止等(24条～27条)

保有個人データの利用目的、開示等に必要の手続等についての公表等

保有個人データの本人からの求めに応じ、開示、訂正等、利用停止等

(7) 苦情の処理(31条)

個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理

(8) 主務大臣の関与(32条～35条)

この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収、必要な助言

個人情報取扱事業者が義務規定(努力義務を除く)に違反し、個人の権利利益保護のため必要がある場合における勧告、勧告に従わない一定の場合の命令等

主務大臣の権限の行使の制限(表現、学問、信教、政治活動の自由)

(9) 主務大臣(36条)

個人情報取扱事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

第2節 民間団体による個人情報保護の推進

第5章 雑則

報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動の用に供する目的で個人情報を取り扱う報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関・団体、宗教団体、政治団体については、第4章の適用を除外(50条1項)

これらの主体は、安全管理、苦情処理のために必要な措置を自ら講じ、その内容を公表するよう努力(50条3項)

第6章 罰則

附則

法律及び政令の全文等は内閣府国民生活局のホームページ
(<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>)からご覧頂けます。

内閣府国民生活局 個人情報保護推進室

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 TEL 03-3581-3712 ~ 3713